

知っていますか？

「民生委員・児童委員」

地域の人たちが元気に安心して暮らせるように見守る、地域の最も身近な相談相手となる市の大切なパートナーです。

市も、地域のお困りごとをキャッチしようと市内3カ所にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置していますが、どうしても拾いきれない声があります。

実際に地域に住む委員が、日頃の見守り活動などを通して得た声を、市に伝えていただくことで、必要な人に必要な支援を届けることができます。



増進型地域福祉課（内線275）

Q 民生委員・児童委員とは？

A 地域の最も身近な相談相手です。

民生委員法という法律に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の特別職の地方公務員です。

Q 資格は必要ですか？

A 委員の委嘱に当たり必要な資格はありません。

ただし、原則として本市に住民登録がある75歳未満の人など一定の要件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。なお、本市では町

会・自治会から推薦をいただいています。

Q 委員の役割は？

A 地域のお困りごとの声を行政に届ける「つなぎ役」です。

活動内容は委員によって異なりますが、主には地域の見守り活動や相談活動です。

相談者にとって必要な支援につながるよう、必要に応じて市などと情報を共有します。

Q 委員の任期は？

A 3年です。

現在の任期は、令和4年12

月から令和7年11月までで、途中委嘱でも同じ終期です。

Q 報酬はありますか？

A 無報酬のボランティアです。

ただし、活動費として年間6万2000円（協議会費含む）の活動費が支給されます。

Q 委員の定員は？

A 地区担当委員175人、小学校区ごとの主任児童委員16人です。

現在、21人の欠員（令和6年12月時点）が生じていて、なり手不足が深刻化しています。

民生委員・児童委員として活動してみませんか？

市が委員にお願いしているのは、お困りごとや課題を「解決」していただくことではなく、地域にアンテナを張り、キャッチした情報を市に届けていただく「行政へのつなぎ役」となっていくことです。もちろん、本市も委員活動をサポートします。

任期 令和7年12月から令和10年11月までの3年間

※本年の改選に向けて、町会・自治会に委員推薦のご協力をお願いする予定です。活動に興味のある人や、活動内容などをさらに詳しく知りたい人は、増進型地域福祉課へお問い合わせください。

委員にお話を伺いました （栗田 ひろみさん【藤沢台地区】）

委員活動でふれあう地域の方に喜びや感動をいただいています



民生委員・児童委員をして良かったと思うことは、たくさんの素敵な方々に出会えたり、行政の仕組みや福祉を学べる機会があり、生活に役立つ知識を深められたこと。「大変ですね」とよく言われますが、支援に悩むことがあれば市の職員さんが速やかに対処してくださいます。

コロナ禍の時は、LINEを使って70歳～90歳代のお一人暮らしの方々と繋がり、今も写真や動画のやり取りを楽しんでいます。病気で寝たきりの方が「まだ手は動かせるし、景色も見える」と、訪問する度に笑顔で話され、希望を持って生きることの大切さを教えていただきました。

委員活動でふれあう地域の方に喜びや感動をいただいています。委員のお誘いが来たら是非引き受けてくださいね。楽しみも引き継ぎますから。